

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 56 回 1 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第56回 第1部

2019年8月15日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

医療法人社団 洪泳会 東京洪誠病院 様

「多血小板血漿（PRP）の投与による変形性関節症治療 2種」審査

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：2019年8月13日（火曜日）第1部 18：30～19：05

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出席者：角田委員、寺尾委員、井上委員、山下委員、村上委員

申請者：金 洪宇

申請施設からの参加者：医師 吉田 渡

陪席者：（事務局）坂口 雄治、木下 祐子

3 技術専門員 寺尾 友宏 先生

4 配付資料

資料受領日時 2019年7月19日

- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
「審査項目：多血小板血漿（PRP）の投与による変形性関節症治療 2種」
- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト

（事前配布資料）

- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・ 再生医療等の内容を出来る限り平易な限り表現を用いて記載したもの
- ・ 提供施設内承認書類
- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類

- ・ 略歴及び実績
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 特定細胞加工物概要書
- ・ 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- ・ 個人情報取扱実施管理規定
- ・ 国内外の実施状況
- ・ 研究を記載した書類
- ・ 費用に関する書類
- ・ 特定細胞施設基準書
- ・ 特定細胞施設手順書
- ・ 細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト
- ・ 特定細胞加工物製造届書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト
- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・ 技術専門員による評価書

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
 - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
 - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
 - ニ. 一般の立場の者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条

件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者と技術専門員を紹介した。続いて、申請者に各委員の紹介をした。

- 2 井上委員から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局に依頼し、個別の質問には各施設代表者様が答える形式で進めるように説明があった。
- 3 井上委員が進行をすることとした。
- 4 技術専門員からの評価書を委員全員で確認した。

第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

- 1 【問】 寺尾委員より、ジンマー社の研修は受けていますかとの質問があった。
【答】 吉田医師より、使い方、プロセスの説明会には出席しましたとの回答があった。
【問】 寺尾委員より、使うとどうなるかという話がありましたかとの質問があった。
【答】 吉田医師より、臨床データの話も聞きましたとの回答があった。
- 3 【問】 寺尾委員より、なぜPRPを用いた治療を行おうと思いましたがとの質問があった。
【答】 吉田医師より、学会でPRPのことを知り、やりたいと思いました。特に、APSをやりたいと思いますとの回答があった。
【意見】 寺尾委員より、APSは比較的痛みが出にくいと言われていますが、実は痛みが強く出ますので、患者には事前に説明した方がいいと思いますとの意見があった。
- 4 【意見】 寺尾委員より、評価書には主にPRPの治療をするうえでの注意点などを示しました。PRPの治療では予想外の反応が出ることがあるので、その点に注意してください。また、PRPの治療は目まぐるしく進歩していますので、最新情報を収集することを心がけてくださいとの意見があった。
- 5 【指摘】 角田委員より、「再生医療等提供計画書（様式第 1）」では、先生の役職が“医師”となっていますが、その上に医師か歯科医師かにチェックを入れる欄がありますので、役職を記載しないといけないと思いますとの指摘があった。
【答】 吉田医師より、すみません、誤植ですとの回答があった。
【問】 井上委員より、どのように訂正されますかとの質問があった。
【答】 吉田医師より、吉田医師を部長に上久保医師を医長に訂正しますとの回答があった。
【問】 角田委員より、上久保先生は再生医療の研修を受けていますかとの質問があった。
【答】 吉田医師より、私と一緒に受けていますとの回答があった。
【意見】 角田委員より、先ほど寺尾委員からもありましたように、再生医療は日進月歩しているので、教育研修は必要だと思いますとの意見があった。
- 6 【問】 山下委員より、患者基準に年齢制限はありますかとの質問があった。
【答】 吉田医師より、18歳以上の成人で、上限は設けていませんとの回答があった。

【意見】 寺尾委員より、理論上は上限がなくとも問題はないと思いますとの意見があった。

7 【問】 寺尾委員より、細胞培養加工施設の名称が「聴力・眼底検査室」となっていますが、細胞培養加工の専用の部屋ですかとの質問があった。

【答】 吉田医師より、細胞培養加工専用の部屋ですとの回答があった。

これら具体的な質疑の他、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査もすべて行った。その後、申請者を退席させて合議を行った。

以上の審議の間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

1.各委員の意見

(1)承認 5名

(2)否認 0名

2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上